

## 電気機械器具製造業の改正最低工賃額

品目	工程	規格	現行	改正工賃額		
				改正金額	増減	引上率
シールド線	端末加工(表面の絶縁被覆部分 がはぎ取り済みとなっているシールド線 の一端について、アース線をより分けて よじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った 後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ 付けすることをいう。)	1しんのもの について行うもの	1か所につき 1円55銭	1か所につき 1円64銭	プラス9銭	5.80%
	チューブ挿入(端末加工の途中 又は終了したシールド線の一端について、 よじり済みのアース線にビニールチューブを 通した後、固定用チューブを通し、加熱して 定着させることをいう。)		1か所につき 1円65銭	1か所につき 1円75銭	プラス10銭	6.06%
コネクタ	差し(コネクタの指定の位置 に、シールド線又はリード線の端末に 取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について 行うもの	1ピンにつき 45銭	1ピンにつき 48銭	プラス3銭	6.66%
		リード線について 行うもの	1ピンにつき 34銭	1ピンにつき 37銭	プラス3銭	8.88%